

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第五十八号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第三条第一項第五号」を「第三条第一項第五号キ」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り上げる。

第六条第四号中「(り)項第三号及び(ぬ)項第三号」を「(ぬ)項第一号及び(る)項第一号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第六条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。